

目次

第 1 当事者の意義・確定	1
(1)当事者の確定基準	1
(2)訴状の当事者欄の記載の変更方法(任意的当事者変更)	2
(3)氏名冒用訴訟	3
(4)死者名義訴訟	3
(5)法人格否認の法理による既判力・執行力拡張の許否	4
(6)法人格否認の法理と第三者異議訴訟	4
(7)法人格否認の法理と自白撤回の可否	4
第 2 当事者能力	5
(1)当事者能力の欠缺	5
(2)権利能力なき社団の訴訟追行	5
(3)民法上の組合の訴訟追行	6
第 3 訴訟能力	7
(1)訴訟能力の欠缺	7
(2)訴訟能力の判断と上訴	7
(3)未成年者の訴訟行為	8
第 4 訴訟上の代理人	9
(1)弁護士資格のない訴訟代理人による訴訟行為の効力	9
(2)双方代理の弁護士による訴訟行為の効力	9
(3)訴訟代理権の制約(弁護士の和解権限)	10
(4)法人の代表と表見法理規定の類推適用の可否	11
(5)当事者の追認がない場合の訴訟の行方(原告が虚偽の会社代表者に対し訴状送達した場合の処理)	12
第 5 訴えの利益	13
(1)現在給付の訴えの利益	13
(2)将来給付の訴えの利益	13
(3)継続的不法行為と請求適格	14
(4)不動産の不法占有に対する将来給付の訴えの利益 - 訴訟提起から基準時までに発生した損害金の扱い	14
(5)将来給付判決後の増額請求の可否(将来給付の訴えにおける基準時後の事情変更)	15
(5)将来給付判決後の減額請求の可否(将来給付の訴えにおける基準時後の事情変更)	16
(6)確認の訴えの利益	16
(7)遺言無効確認の利益(遺言者死亡後)	17
(8)遺言無効確認の利益(遺言者生存中)	17
(9)賃貸借契約継続中の敷金返還請求権の確認の利益	18
(10)症状未固定の段階で提起された損害賠償債務の不存在確認の利益	19
(11)債務額を全く明示しない債務不存在確認の訴え	19
(12)形成の訴えの利益	19
第 6 当事者適格・訴訟担当	20
(1)当事者適格の判断基準	20
(2)法人の代表役員地位確認訴訟における被告適格	20

(3)債権者代位訴訟における和解の可否	21
(4)債権者代位訴訟における債務者の別訴及び独立当事者参加の可否	21
(5)明文なき任意的訴訟担当	22
第7 入会権訴訟	23
(1)入会権確認請求訴訟(団体原告)	23
(2)入会権確認請求訴訟(代表者原告)	24
(3)入会権に基づく移転登記請求訴訟(団体原告)	24
(4)入会権に基づく移転登記請求訴訟(代表者原告)	25
第8 二重起訴の禁止	26
(1)同一性の判断基準、二重起訴の処理	26
(2)相殺の抗弁と二重起訴の禁止(別訴先行型)	26
(3)相殺の抗弁と二重起訴の禁止(相殺先行型)	27
(4)相殺の抗弁と二重起訴の禁止(相殺併存型)	27
(5)相殺の抗弁と二重起訴の禁止(反訴先行・本訴内相殺型)	27
(6)相殺の抗弁と二重起訴の禁止(反訴先行・反訴内相殺型)	28
第9 弁論主義	29
(1)主張共通原則	29
(2)規範的法律要件と弁論主義(過失・正当の事由)	29
(3)規範的法律要件と弁論主義(権利濫用・公序良俗違反・信義誠実)	30
(4)貸金返還請求訴訟における別口の貸金債務の認定(主要事実の識別基準)	30
(5)職権による過失認定の可否、職権による過失相殺の可否	31
(6)等価値陳述の理論	31
(7)主張事実と認定事実の食い違い	32
(8)釈明義務	32
(9)法的観点指摘義務	32
(9)単独所有権の確認請求に対する持分権確認を認める判決	33
第10 責問権の放棄・喪失	33
第11 時機後れの攻撃防御方法の却下(適時提出主義)	34
第12 訴訟行為論	35
(1)訴訟契約の適法性と法的性質	35
(2)訴訟行為への私法規定の適用の可否(行為能力規定)	36
(3)形成権の訴訟内行使	36
(4)新たな攻撃防御方法提出のための弁論の再開	37
(5)相殺の再抗弁の可否	37
第13 不要証事実(自白)	38
(1)自白の成立要件	38
(2)自白の撤回要件	38
(3)間接事実・補助事実の自白	39
(4)文書の形式的証拠力(成立の真正)の自白	40
(5)権利自白	40
(6)権利自白の撤回要件	41
(7)公知の事実に反する自白	41

第 14 自由心証主義	42
(1)意義	42
(2)違法収集証拠の証拠能力	42
(3)反対尋問を経ない証拠の証拠能力	43
(4)相当な損害額の認定	43
(5)経験則違反が上告理由となるか(鑑定意見書を無視した私鑑定書の採用が経験則違反となるか)	44
第 15 証明責任	45
(1)証明責任の分配	45
(2)債務不履行の帰責事由の存否(分配基準の修正)	45
(3)背信性法理(分配基準の適用)	45
(4)虚偽表示における第三者の善意(分配基準の修正)	46
(5)準消費貸借における旧債務の存否(分配基準の修正)	46
(6)証明妨害	47
第 16 証拠調べの開始	48
(1)証拠申出の撤回の可否	48
(2)唯一の証拠方法の証拠決定	48
(3)模索的証明	48
第 17 人証の証拠調べ(証言拒絶権)	49
(1)報道関係者の取材源の職業秘密該当性	49
(2)公務員の職務上の秘密	49
(3)代替する証拠方法がない場合の証言拒絶の可否	50
第 18 書証の証拠調べ	51
(1)二段の推定	51
(2)文書提出命令の申立ての要件	51
(3)自己利用文書(220条4号ニ)該当性	52
(4)金融機関が有する顧客の取引明細書の証言拒絶事由該当文書(220条4号ハ)該当性	53
(5)法律関係文書(220条3号文書)と220条4号イ・ニ・ハ該当性	54
(6)文書所持者でない訴訟当事者の提出命令に対する即時抗告の可否	54
(7)文書提出命令の抗告審における手続保障	55
第 19 文書の証拠保全	55
第 20 訴えの取下げ	56
(1)再訴禁止効の生じる範囲(262条2項にいう「同一の訴え」の意義)	56
(2)訴え取下げ契約の適法性と法的性質(訴訟契約の適法性と法的性質)	56
(3)錯誤に基づく訴え取下げの無効主張の可否(訴訟行為への私法規定の適用の可否)	57
(4)控訴審における訴えの交換的変更	58
(5)固有必要的共同訴訟における一部被告に対する訴え取下げの効力	58
(6)請求減縮後の減縮分についての再訴の可否(請求の減縮の法的構成)	58
第 21 訴訟上の和解	59
(1)和解調書の「確定判決と同一の効力」(267条)の意義	59
(2)和解の無効主張の方法	60
(3)和解の訴訟終了効と和解解除	60
第 22 訴訟要件の審理	61

(1)訴訟要件と弁論主義(訴訟要件の判断に職権探知主義が妥当するか)	61
(2)訴訟要件が調査未了のうちに本案棄却の結論が出た場合の請求棄却判決の可否	61
第 23 申立事項と判決事項(処分権主義)	62
(1)建物明渡請求訴訟における立退料支払命令判決	62
(2)債務の一部不存在確認の訴えで原告自認の債務額を下回る判決の可否	63
(3)債務の一部不存在確認の訴えで原告自認の債務額を上回る判決の可否(一部認容判決の可否)	63
(4)前訴で自認した債務の不存在確認の訴え(一部不存在確認請求後の残部不存在確認請求の可否)	64
第 24 既判力の時的限界	65
(1)既判力の趣旨と形成権の遮断	65
(2)取消権 - 遮断される	65
(3)解除権 - 遮断される	66
(4)白地手形補充権 - 遮断される	66
(5)相殺権 - 遮断されない	66
(6)建物買取請求権 - 遮断されない	67
(7)限定承認の抗弁 - 遮断される	67
第 25 既判力の物的限界	68
(1)既判力の客観的範囲	68
(2)執行の条件が判決主文に掲げられた場合	68
(3)信義則による既判力の調整と争点効	68
第 26 一部請求	69
(1)一部請求後の残部請求の可否	69
(2)特定一部請求(費目限定型の請求)において明示の有無が解釈で決定される場合	69
(3)一部請求と時効中断	70
(4)一部請求と相殺	70
(5)一部請求に対する相殺後の自働債権残額の別訴提起の可否(一部請求額を超える部分の既判力の有無)	71
(6)明示の一部請求がなされた場合の残部による相殺の可否(別訴先行型で相殺が認められる例外的ケース)	71
(7)明示の一部請求係属中の残部による別訴の可否	72
(8)債権の一部を相殺の抗弁として主張した訴訟係属中の残部による別訴の可否	72
(9)後発後遺症による損害賠償を後訴で請求する場合の法的構成	73
第 27 既判力の主觀的範囲	74
(1)口頭弁論終結後の承継人(115 条 1 項 3 号)の範囲	74
(2)承継の時期	74
(3)承継人固有の攻撃防御方法がある場合	75
(4)債権者代位訴訟における債務者への既判力拡張 - 訴訟担当における本人(115 条 1 項 2 号)との関係 ..	76
(5)債権者代位訴訟における他の債権者への既判力拡張	77
(6)仮装譲受人の所持人(115 条 1 項 4 号)該当性	77
第 28 反射効	78
(1)主債務者勝訴判決が先行する場合(保証債務請求訴訟での主債務者勝訴判決援用の可否)	78
(2)保証人敗訴判決が先行する場合(請求異議の訴えでの主債務者勝訴判決援用の可否)	78
第 29 訴えの変更	79

(1)訴えの変更の要件	79
(2)訴えの交換的変更	79
第 30 反訴	79
第 31 請求の併合(訴えの客観的予備的併合)	80
(1)予備的併合があった場合に、主位請求認容判決に対して被告のみが上訴した場合の審判の範囲	80
(2)予備的併合があった場合に、主位請求棄却・予備請求認容の判決(原告・被告双方が控訴の利益を有する)に対して、被告のみが上訴した場合の審判の範囲	80
第 32 通常共同訴訟	81
(1)共同訴訟人独立原則と証拠共通	81
(2)共同訴訟人独立原則と主張共通	82
(3)訴えの主観的予備的併合	82
(4)同時審判申出共同訴訟	83
(5)明文なき訴えの主観的追加的併合	83
(6)原告側の訴えの主観的予備的併合	84
(7)原告側の訴えの主観的追加的併合	84
第 33 必要的共同訴訟	85
(1)固有必要的共同訴訟該当性(訴訟共同の要請)の判断基準	85
(2)共有関係訴訟 - 総有・合有関係	85
(3)共有関係訴訟 - 能動訴訟(共有者が原告となる場合)	85
(4)共有関係訴訟 - 受動訴訟(共有者が被告となる場合)	86
(5)共有関係訴訟 - 共有者相互間	86
(6)遺言無効確認訴訟の訴訟共同の要請の有無	86
(7)相続人の地位不存在確認請求訴訟の訴訟共同の要請の有無	87
(8)訴訟共同の要請がある訴訟を通常訴訟に追加(追加的変更)する方法	87
(9)固有必要的共同訴訟における提訴非同調者の処理	88
(10)固有必要的共同訴訟における提訴非同調者の処理 - 共同被告構成の問題点	88
(11)類似必要的共同訴訟と上訴	88
第 34 補助参加	89
(1)補助参加の利益	89
(2)被告たる夫が失踪中の場合の妻の補助参加の利益	89
(3)共同訴訟人の相手方側への補助参加の利益	90
(4)補助参加人に対する判決の効力	90
(5)訴訟告知の有効性	91
(6)告知者の相手方側への参加	91
第 35 独立当事者参加	92
(1)詐害防止参加の要件	92
(2)権利主張参加の要件	92
(3)二重売買と権利主張参加	92
(4)二当事者間の和解・請求放棄の効力	93
(5)本訴原告の訴え取下げ	93
(6)自ら上訴しない者の上訴審での地位とその者の判決部分の変更	94
(7)独立当事者参加訴訟における脱退者に対する「効力」の意義	94

第 36 訴訟承継	95
(1)移転登記請求訴訟係属中に係争不動産譲渡があった場合の訴訟承継の可否	95
(2)借地契約終了に基づく建物取去土地明渡請求中に地上建物の賃貸借があった場合の訴訟承継の可否	95
(3)訴訟承継主義の限界とその対策	96
(4)引受承継の場合の請求定立方法	96
(5)引受決定後の引受原因の不存在	96
(6)前主自身の引受申立の可否	96
(7)訴訟承継人の地位	97
第 37 上訴	98
(1)上訴の利益	98
(2)形式的不服説の例外 - 默示の一部請求につき全部勝訴判決を得た場合	98
(3)形式的不服説の例外 - 予備的相殺の抗弁によって被告が勝訴判決を得た場合	98
(4)予備的相殺の抗弁を認容した一審に対し原告が控訴した場合の審理範囲・判決内容	99
第 38 再審	100
(1)訴状交付を被告の子が受けた場合	100
(2)訴状交付を被告と利害対立のある者が受けた場合	100
(3)訴状交付が付郵便送達・公示送達によって行われた場合	101
(4)再審事由のある判決の正本が有効に補充送達・付郵便送達された場合	101